

集落営農リーダー塾各地で開講



かけはし21

第14号

発行所
徳島県農業会議
徳島県担い手育成
総合支援協議会

徳島市かちどき橋
徳島県林業センター4F
編集発行人
丸山友良

集落営農リーダー塾が開講

本県における集落営農の一層の推進を図るため、集落リーダー等を対象とした「集落営農リーダー塾」の第1回目が6月17日～19日の3日間、徳島市、美馬市、阿南市で開催、徳島県担い手育成総合支援協議会のスペシャリストである楠本雅弘氏（農山村地域経済研究所所長）が「集落営農で地域農業を守る」集落営農の三つの魂」と題して記念講演を行い、その後、数班に分かれて集落の課題と解決方法の整理について演習を行いました。また、7月15日、17日、21日に開かれた第2回の集落営農リーダー塾では、徳島県唯一の集落営農法人である阿南市新野町「農事組合法人しげとも」の野々宮代表から法人設立に向けた取り組み

み内容や法人の活動状況について講演の後、米の出荷や農作業委託等について参加者との意見交換が行われました。また、午後からは「集落点検・集落地図の作成」の演習が行われる等、集落営農の組織化等に向けた取り組みが進められています。

集落営農とは、地域の農村・農業で抱える諸課題や農地の有効利用について集落のみんなで知恵と力を合わせて解決し、農家も集落も全員が良くなる農業を進めていくことですが、徳島県下においては、集落営農への取り組みの意識はまだまだ低い状況にあります。今回の「集落営農リーダー塾」では、6月～12月までの間に県下3ヶ所において各5回、合計15回開催することとしており、各地域の集落リーダーの方々には、是非ご参加下さいますようお願いいたします。

一	集落営農リーダー塾が開講	1
二	農地法等改正法成立・年内に施行	2
三	日本政策金融公庫からのお知らせ	7
四	農の雇用事業の進捗状況	8
五	耕作放棄地解消は農業委員の務め	9
六	徳島県農業会議等の行事予定	10

あぜ道の声

▽今年の通常国会で審議されていた農地法等改正法が6月17日に参議院本会議で可決・成立し、24日に交付、年内に施行される見通しだ。改正法は、わが国の食料自給力を向上させ、その基礎的な資源である農地等を確保し、効率的な利用を促進するため、転用規制を強化するとともに、貸借規制の緩和によって幅広く農業参入を認めようとするものだ。

▽今回の改正に伴い農業委員会の担う許認可等の業務と役割が質量とも増大する。新しい農地制度が農業・農村現場で透明性・公平性をもつて運用されるとともに、改正法の目的を達成するためには、現場で制度を担う農業委員会の活動に対する支援と体制整備が極めて重要だ。このため、衆参両院の農林水産委員会においても付帯決議で「の旨が盛り込まれた」。

▽農村現場で新たな農地制度が適切・円滑に運営されるためには農業委員会の活動予算の確保、農地制度・実務に精通した職員の確保・増員が待ったなしの状況だ。(T・M)

農地法等改正法成立年内に施行

「農地法等の一部を改正する法律」が第171国会で成立し、平成21年6月24日に公布された。公布の日から起算して6ヵ月を超えない範囲で制令で定める日から施行されることとされており、年内に施行される運びだ。

今回の改正法は、農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域整備法、農業協同組合法の4法の一部改正が行われたもので、とりわけ農地法はこれまでの制度体系を維持しつつも、農地改革以来の大幅な改正となった。これらの改正を通じて耕作者の地位の安定と食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化等によりその確保を図るとともに、農地の貸借に係る規制の見直し、農地の面的な利用集積を図る事業の創設によりその有効利用を促進することを目指している。ここで、改正法が成立・公布されるまでの経過を以下に述べる。

1 農地改革プランの公表

農水省は20年12月3日「農地改革プラン」を公表。

2 農地法等改正法案の閣議決定

21年2月24日農地法等改正法案を閣議決定、国会へ提出。

3 衆議院での審議経過

4月3日衆議院本会議で趣旨説明、9日から農林水産委員会が具体的な審議を開始、14日に全国農業会議所の松本専務が参考人として意見を陳述した。

4 衆議院農林水産委員会でも可決、本会議で採決後、参議院へ

衆院農水委員会は4月30日に賛成多数で可決、5月8日の本会議で賛成多数で可決。

5 参議院での審議経過

6月5日本会議で趣旨説明、9日に参議院農林水産委員会が審議を開始、11日参考人質疑が行われ松本専務が意見を陳述した。

6 参議院農林水産委員会でも可決、本会議で採決、成立

農林水産委員会では6月11日の参考人質疑の後に審議が行われるとともに、16日の審議後に改正法案及び付帯決議が賛成多数で可決、17日の本会議で賛成多数で可決・成立し、24日に公布された。以下その概要を紹介する。

農地法等の一部を改正する法律の概要

<農地制度の見直し>

(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法)

農地を貸しやすく、借りやすくし、農地を最大限に利用

◇農地法の目的等の見直し

- 目的について、「農地は耕作者自らが所有することを最も適当とする」との考え方を、「農地の効率的な利用を促進する」考え方に改めるとともに、農地が地域における貴重な資源であること、地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化
- 農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化

◇農地を利用する者の確保・拡大

- ① 貸借規制を緩和し、会社、NPO等が参入しやすくするとともに、農村集落において、非農家も含めた構成員による集落営農法人をつくりやすくする等貸借による利用を拡大
- ② 農業生産法人への出資について、農外との連携による経営発展に資するよう外部からの出資規制を緩和(1/10以下の廃止、農工商連携事業者等の場合1/2未満)
- ③ 農協による農業経営は、従来、組合員との関係で制限していたが、組合員の合意で貸借により可能に

◇農地の面的集積の促進

市町村、公社等の公的な信用力のある機関が委任を受け、分散した農地を面的にまとめる仕組みを全ての市町村で導入

◇遊休農地対策の強化

所有者が分からない遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるような措置

<農地税制の見直し>

農地制度の見直しを前提として、農地の相続税の納税猶予制度を見直し(農地を貸すと打ち切りになった納税猶予を、他の人に貸した場合でも適用を受けられるように)

これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保

◇農地転用規制の厳格化

- ① 病院、学校等の公共施設への転用についても、許可不要から協議制へ
- ② 違反転用に対する罰則を強化(法人:300万円→1億円)

◇農用地区域内農地の確保

担い手により利用されている農地等は、農用地区域からの除外を認めない

<農業委員会の適切な事務執行>

農地制度においては、農業委員会が重要な役割を果たしていることから、今回の見直しにあわせて、その事務が的確に実施されることを確保

貸借等による利用の促進

国内の食料生産の増大
を通じ国民に対する食料の安定供給を確保

転用期待の抑制

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、その有効利用を図っていく必要

担い手への集積が十分に進まない
規模拡大しても農地が分散
受け手不在で耕作放棄が増加

拍車

農業生産による収益水準を上回る農地価格

拍車

我が国の農地面積はピーク時の約7割にまで減少(609万ha→463万ha)

穀物価格の高騰や輸入食料品の安全性への不安

食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化する必要

水田等を最大限に活用する対策等を一層促進

(1)農地法の目的の見直し

改正農地法の目的

(目的)

第1条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにするを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

(参考)現行農地法の目的
(この法律の目的)

第1条 この法律は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もつて耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的とする。

責務規定の新設

(農地について権利を有する者の責務)

第2条の2 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

(2)農地の権利移動規制の見直し

- 農地の貸借について、農地の権利取得の基本を定めている第3条第2項の特例として、農業生産法人以外の法人等による農地の借入れが可能となるよう見直し。
- ただし、地域における家族農業経営の取組等を阻害せず、農業上の利用をきちんと行うことを担保するための措置を幾重にも設定。
- 農外企業の参入が従来に比べ容易になるだけでなく、農村集落において、農家だけでなく非農家も含めた構成員により集落営農法人をつくったり、観光と農業の融合を行うNPO法人等の設立が容易になる等、多様な担い手の参入が期待。

《 見直し後 》

《 現 行 》

所有権、賃借権	
①すべての農地で耕作の事業を行うこと	→
②農地を効率的に利用して耕作の事業を行うこと	
③法人の場合は農業生産法人であること	
④個人の場合は農作業に常時従事すること	

所有権、賃借権(第3条第2項)	
(従来と同様)	→
①農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと	
②法人の場合は農業生産法人であること ③個人の場合は農作業に常時従事すること	
(新たに要件を追加)	
④周辺の農地利用に影響を与えないこと 地域における集落営農の促進、担い手への利用集積を阻害するような権利取得等を排除	

賃借権(第3条第3項)	
(一定の条件の下で緩和)	→
次の要件を満たすときは、②、③の要件を課さない(注)	
・農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件を契約に付していること	
・地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと	
・法人にあっては、業務執行役員のうち1人以上の者が農業に常時従事すること	

(注) 1 許可に当たっては、市町村長が意見を述べる
ことができる。
2 許可条件として、農地の利用状況の報告を
義務付け。
3 権利設定後に周辺地域の農業に支障が生
じている場合等には、農業委員会等が勧告。
4 不適正利用にもかかわらず解除がなされな
い場合等には、農業委員会等が許可を取消し

(3)農業生産法人制度の見直し

- 農地の所有権を取得できる法人は、農業生産法人に限定。
- 農業生産法人については、地域の農業者を中心とする法人であるとの基本的性格を維持した上で、出資制限を見直し。

1. 法人形態要件 株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社

2. 事業要件 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)[売上高が過半]

3. 構成員要件

- 農業の常時従事者
- 農地の権利提供者
- 農地保有合理化法人
- 地方公共団体
農業協同組合、農業協同組合連合会

〈農業関係者〉
総議決権の4分の3以上

- 法人から物資の供給等を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者
(例)・他の農業生産法人
・作業委託農家
・スーパー、食品産業 等

〈農業関係者以外:関連事業者〉
○ 1構成員は10分の1以下
⇒ 廃止
○ 総議決権の4分の1以下
⇒ 農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者(農商工連携事業者等)が構成員である場合には議決権の合計の上限は2分の1未満

4. 役員要件
- ① 役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)である構成員
 - ② ①のうち過半の者が農作業に従事(原則年間60日以上)

(4)遊休農地対策

- 全ての遊休農地を対象とした対策とし、農業委員会が毎年、農地の利用状況の調査を行い、指導等を実施。
- 所有者の不明な遊休農地も、供託により利用権の設定が可能。

< 遊休農地対策の仕組み >

農業委員会による農地の利用状況調査 (第30条第1項・第2項)

- 法的措置の対象を要活用農地から全ての農地に。
- 農業委員会が農地の利用状況を常に把握。

農業関係団体・農業者からの申出(第31条)

- 不耕作状態等の農地がある場合には、農業者等から農業委員会に対して調査等を求めることが可能。

農業委員会による指導(第30条第3項・第4項)

農業委員会による遊休農地である旨の通知・公告(第32条)

- ・ 所有者等は遊休農地の利用計画を農業委員会へ届出(第33条)
- ・ 農業委員会による利用計画に対する勧告(第34条)
- ・ 利用希望者への利用権設定等について、農業委員会から所有者等へ協議の通知(第35条)
- ・ (協議不調の場合)都道府県知事による調停(第36条)

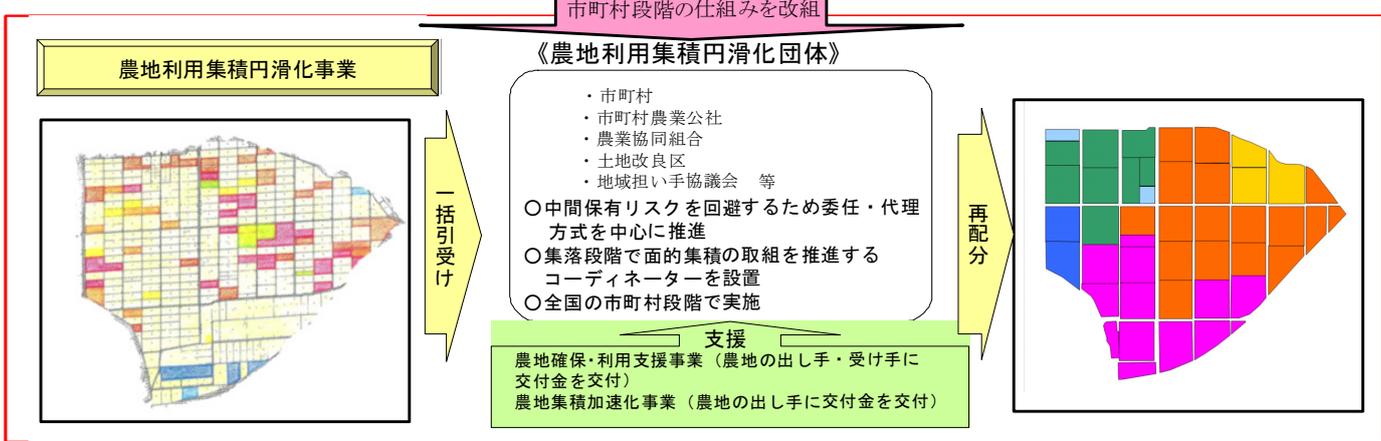
都道府県知事による裁定(利用希望者への特定利用権又所有者が不明の場合の遊休農地を利用する権利の設定)(第37条～第43条)

- 所有者が判明しない場合でも利用する権利の設定可能。

- ・ 市町村長による営農への支障除去の措置命令(第44条第1項・第2項)
- ・ 市町村長による代執行(第44条第3項～第5項)

(5) 農地の利用集積を進めるための施策(農業経営基盤強化促進法)

- 農地の出し手が安心して農地を売ったり貸したりでき、また、その農地の担い手等への望ましい集積を図るため、第三者的な機関が間に入って、農地の集積の方向付け(農地保有合理化事業)を推進。
- しかし、農地の保有リスク等から取組の広がりには限界。
- このため、全国の市町村において、農地の保有リスクを回避しつつ、地域内の農地を一括して引き受けて、まとまった形で担い手に再配分を行う仕組み(農地利用集積円滑化事業)を創設。



(6) 優良農地の確保

- 我が国の食料の「自給力」を強化するためには、これ以上の農地面積の減少を食い止める必要。
- このため、今回初めて明確に農地転用規制について厳格化する政策を打ち出し、国として、農地の確保に積極的な役割を果たしていくことを明確化。

農地転用規制の厳格化

【現行】 国又は都道府県が公共施設の設置をするための農地転用については、許可不要のため、施設の周辺において無秩序な廃を招いている。

【改正】 学校、病院等の公共施設について、許可の対象に含める。

(病院) (学校)

違反転用に対する罰則強化

事項	現行	改正
①法人による違反転用	300万円以下の罰金	1億円以下の罰金
②違反転用における原状回復命令違反	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(法人は同額の罰金)	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

農用地区域内農地の確保 (農業振興地域の整備に関する法律)

【現行】 集団農地の縁辺部にある農地であれば、担い手により現に利用集積され、又はこれから利用集積されることが見込まれるものであっても、除外が可能

【改正】 農用地区域内の農地について、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合について、除外を厳格化

国内の農業生産の重要な基盤である農地を
優良な状態で確保

(7)その他の主な改正事項

農地法

(権利取得の届出制度の創設)

- 相続等により許可を受けることなく農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないものとする。

(農地の賃貸借の存続期間の特例)

- 農地の賃貸借の存続期間について、民法により20年以内とされているところを50年以内とする。

(小作地所有制限等の廃止)

- 次に掲げる措置については、廃止する。
 - ・ 小作地の所有制限及び小作地を国が強制的に買収する措置
 - ・ 国が自作農創設のために強制的に未墾地を買収し、農家に開墾させる制度
 - ・ 標準小作料及びこれに基づく減額勧告

農業振興地域の整備に関する法律

(農地面積の目標の達成に向けた仕組みの整備)

- 都道府県知事が農業振興地域整備基本方針において定める農地面積の目標の達成状況について、都道府県知事は農林水産大臣に報告し、農林水産大臣は、これを取りまとめ、公表するとともに、目標の達成状況が著しく不十分な都道府県知事に対し、農林水産大臣は必要な措置を講じるよう求めることができることとする。

農業協同組合法

(農業協同組合による農業経営)

- 農地の貸借の規制の見直しに伴い、農業協同組合(連合会を含む。)が、総会における特別議決等の手続きを経た上で、農地の農業上の利用の増進を図るため、自ら、農地の貸借により農業経営の事業を行うことを可能とする。

農業経営基盤強化促進法

(農用地利用集積計画の策定の円滑化)

- 複数の者により共有されている農地について、5年を超えない利用権の設定を内容とする農用地利用集積計画を策定する場合には、共有者全員の同意ではなく共有持分の2分の1を超える同意でよいこととする。

施行期日

公布の日(平成21年6月24日)から起算して6月を超えない範囲で政令で定める日

相続税納税猶予制度の見直し

- 現行の相続税納税猶予制度は、自ら農業を営むことが前提条件(貸付地には適用されない)。
- 現行の仕組みでは、貸し付けると制度の対象から外れることから、高齢になっても、無理をしても自ら耕作をせざるを得ず、意欲ある農業者への貸付けを躊躇する結果、農地の集積が進まないとの面があった。
- 農地を「貸しやすく、借りやすく」という農地制度の見直しを踏まえ、納税猶予制度についても、農業経営基盤強化促進法に基づいて農地を貸し付けた場合(※)には納税猶予が継続するよう見直し。

※ 次の事業により貸し付けられた場合です。
①農用地利用集積計画(利用権設定等促進事業)、②農地保有合理化事業、③農地利集積円滑化事業

<現行制度>

納税猶予を受けるための要件

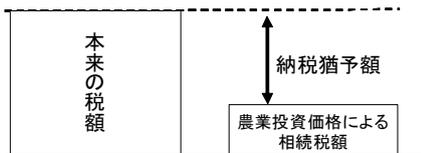
- ① 被相続人が農業経営をしていた農地であること
- ② 相続人が自ら農業経営を行うこと

猶予 → 免除

猶予税額の免除要件

- ① 相続人が死亡した場合
- ② 相続人が20年間営農を継続した場合
〔三大都市圏の特定市の生産緑地地区内は終身営農〕

納税猶予額のイメージ



納税猶予が打ち切りとなる場合

- ・ 譲渡、転用、耕作放棄、貸付をした場合
- ・ 相続人が農業経営をやめた場合 等

<見直し>

- ① 農業経営基盤強化促進法に基づいて貸し付けられている農地についても納税猶予の適用対象とする
- ② " 農地を貸し付けた場合には、納税猶予を打ち切りとしない
- ③ 自ら農業経営を行うこと又は農業経営基盤強化促進法による貸付けにより、農地としての利用を終身継続

※ 市街化区域外の農地について適用。市街化区域内の農地については、都市計画制度の見直しの中で検討。

日本政策金融公庫からのお知らせ

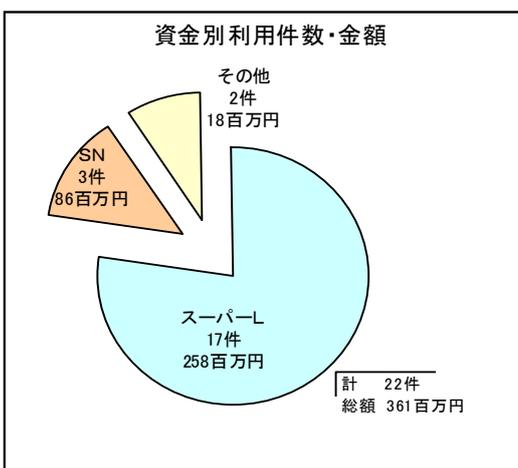
梅雨明けも近く、いよいよ夏も本番になってきました。さて、今号では、日本政策金融公庫（略称・日本公庫）農林水産事業から、平成20年度の農業者向け資金の支援実績をお知らせします

昨年度、徳島県内では22件の農業資金の利用がありました。金額にして3億6千200万円でした。

資金別の内訳は、認定農業者向けのスーパーL資金の利用が17件（2億5千800万円）、災害や資材の高騰、農作物価格の下落による一時的な経営悪化に対応する農業セーフティネット資金（SN資金）が3件（8千600万円）、

その他の資金が2件（1千800万円）でした。スーパーL資金を利用の17件のうち、ほぼ半数の8件が農地取得を目的とした資金利用となっています。

スーパーL資金とは？
スーパーL資金は、農地取得をはじめ、農業経営の様々な場面でご利用いただける制度資金です。



長期の返済期間が設定できること（注1）、国や県・市町村の利子助成を受けられるため、利息負担も小さいこと（注2）から、計画的な農業経営を行う上で非常に有利な制度となっています。

農地取得を考えている方や、その

お問い合わせはこちらまで

日本政策金融公庫 徳島支店
農林水産事業 農業食品課
〒770-0856 徳島市中洲町1-58
TEL 0120-926495（フリーコール）
FAX 088-656-6883
HP <http://www.afc.go.jp>
（出張相談窓口）
吉野川合同庁舎2階
毎月第1・3火曜日
午後1時～午後4時30分



他経営の規模拡大を計画されている方は、ぜひ一度、スーパーL資金の利用をご検討ください。

（注1）最長25年。事業内容により変わります。

（注2）利子助成後利率1・00～1・80（平成21年6月18日現在）



県担い手育成総合支援協議会の役員が一新

徳島県担い手育成総合支援協議会は5月25日に開かれた通常総会において、新役員を選出するとともに平成21年度事業計画の一部を変更しました。本協議会は従来、協議会を構成する各団体事務方のトップ等が委員を務めてきましたが、担い手協議会に対する期待の高まりとともに、その活動の幅も拡がり、業務内容や国からの多額の補助金等が増加しつつある中で、今まで以上に推進体制を強化し、各会員組織に与えられた役割について責任をもつて果たしていくために、協議会を構成する会員組織の長に委員を務めてもらうことになりました。

運営方針等の協議を行うことになりました。

また、協議会規約や規程の変更等が併せて行われ、新たな協議会の体制が整備されたところ です。

【県協議会の新役員】

- ▽会長 四宮肇（徳島県農業会議会長）
- ▽副会長 畠山正夫（徳島県農業協同組合中央会会長）
- ▽監事 橋本広（全国農業協同組合連合会徳島県本部長）
- 同 熊谷幸三（徳島県農林水産部長）



これに伴い、事務方トップ等が務めてきた従来の委員については新たに設けた幹事会の幹事に就任し、担い手の育成に向けた具体的な諸課題の検討や協議会の

「農の雇用事業（平成21年度補正分）」の進捗状況

若者等の農業法人等への就業を促進し、農業の担い手の確保・育成を図るために、平成20年度第2次補正予算で実施している「農の雇用事業」に続いて、平成21年度補正予算分の事業がスタートしました。

平成21年度補正事業では、全国で2千人の就農希望者を対象とするともに、従来の研修費（一人当たり月額9万7千円を上限）の他に新規就農者に支払う手当（住居手当、通勤手当、資格取得手当）も助成の対象となり、より充実した研修が受けられる内容に拡充されました。

「農の雇用事業」応募結果

1. 申請数 農業法人 18件：研修生26人
個別農家 3件：研修生 4人
2. 申請者の事業規模（売上） 400万円～10億円
3. 研修生の給与 114,000円～215,000円
4. 研修生の平均年齢 35.7歳（40才未満が66%）



徳島県農業会議では、県内の農業法人や農家を対象に、各市町村を通じて事業内容を周知するとともに、農業会議のホームページで公募を行いました。一方、本事業の説明会を6月12日に徳島グランヴィリオホテルで開催し、当日は農業法人等の経営者や市町村等の関係関係者ら30人が参加しました。事業説明会では、事業内容や当面のスケジュールについて各担当から説明を行い、応募に必要な研修実施計画書の作成や留意点等について詳細説明がありました。

6月8日～6月26日までの募集期間内に、水稲、野菜、果樹、花卉、畜産等と多種多様な農業形態の21経営体（農業法人18、農家3）から研修生30人の応募があり、農業会議

で提出書類等を中心に第一次審査を行いました。現在、全国農業会議所の最終審査の結果待ちの状況です。

応募のあった研修生の内訳は、男性が23人、女性が7人となっており、平均年齢は35.7歳で、研修生の中には定住外国人や障害者も含まれています。

今回は、全国規模で2千人の就農希望者を対象としていますが、申請数が1,215経営体1人（7月21日現在）と少ないことから、一次審査を通過した応募者は採択される可能性が高いと思われるかと思われ、農業会議では7月末に送付される審査結果の

平成21年度 徳島県集落営農リーダー塾 開催スケジュール

回数	時期・場所	時間	内容
第1回	○東部ブロック 6月17日(水) 徳島合庁A会議室 ○西部ブロック 6月18日(木) 美馬合庁大会議室 ○南部ブロック 6月19日(金) 阿南合庁大会議室	9:30～12:00	講習会 ・開講式 ・記念講演 「集落営農で地域農業を守る-集落営農の三つの魂-」 講師：農山村地域経済研究所 楠本雅弘 所長 ・集落営農の推進手法 市町村や集落段階での推進組織づくりと「地域農業を考える会」等の設立手法、アンケート調査や集落点検等の現状把握の手法を学ぶ
		13:30～16:00	演習 ・ワークショップ①「集落の課題と解決方法の整理」
第2回	○東部ブロック 7月15日(水) 徳島合庁A会議室 ○西部ブロック 7月17日(金) 美馬合庁大会議室 ○南部ブロック 7月21日(火) 阿南合庁大会議室	10:00～12:00	講習会 ・事例研修『農事組合法人しげとも』 ①組織概要と取組の経過 講師：阿南農業支援センター ②「集落営農の組織づくりと活動内容」(仮題) 講師：農事組合法人しげとも 代表 野々宮英樹 氏
		13:30～16:00	演習 ・ワークショップ②「集落点検・集落地図の作成」
第3回	10月上旬 県下3ブロック	10:00～12:00	講習会 ・事例研修『農事組合法人くしぶち』 ①組織概要と取組の経過 講師：徳島農業支援センター ②「集落営農の組織づくりと法人化による活動の展開」(仮題) 講師：農事組合法人くしぶち 代表 浜田孝俊 氏 ・集落営農の推進手法 集落営農の多様な活動と集落ビジョン作り
		13:30～16:00	演習 ・ワークショップ③「集落ビジョン作り」
第4回	11月中旬 県下3ブロック	9:30～12:00	講習会 ・集落営農の推進手法 集落営農組織立ち上げ手法、集落営農組織の運営形態、営農計画、収支計画の作成手法を学ぶ ・講演 「集落営農組織の経営管理と税務上の留意点」 講師：税理士 長澤重信 氏
		13:30～16:00	演習 ・ワークショップ④「集落営農組織づくり」
第5回	12月下旬 県下3ブロック	13:30～16:00	演習 ・取組状況と成果発表 ・講評 農山村地域経済研究所 楠本雅弘 所長 ・閉講式

通知を待つ、各申請者に対しその後の研修会等の案内等を行う予定としています。

6月から開催の集落営農リーダー塾のカリキュラムは、午前中が専門家等による講習会、午後からは参加者自らが演習に取り組み内容となっています。

集落営農リーダー塾のスケジュールとカリキュラム

特に午後からの演習は、集落営農に意欲のある集落から3人以上の農業者等が参加し、いくつかの班に分かれてワークショップ形式（問題解決やトレーニングの手法）で、参加者全員が集落の現状把握から営農組織の作り方に至るまで、具体的な演習を行います。集落営農を検討されている集落リーダーの方々は是非ご参加下さい。

耕作放棄地解消は農業委員の務め

美馬市の農業委員である藤田弘さんは集落内にある13アールの耕作放棄地を、地元小学生や幼稚園児が農業にふれ合うことができる体験農園として再生し、トウモロコシやサツマイモの作付けや収穫作業を通じて子供達に対する食農教育に取り組んでいます。

藤田さんの住んでいる地域は20年ほど前までは養蚕が盛んで多くの桑園がありました。が、養蚕が衰退するにつれて荒廃化し耕作放棄地となってしまいました。

荒れた桑園は景観も悪く、周辺環境に悪影響も及ぼすことから、藤田さんはJ A美馬の協力を求め、シヨベルカー等の重機をもって、雑木が生い茂る桑園を農地に復元しました。

よみがえった農地では、子



供達と一緒に農産物を栽培することとしていたことから、近くの重清小学校の全校生徒96人と重清幼稚園31人にサツマイモの苗1千本を植えてもらう体験を行い、収穫物は子供達に食べてもらうことにしています。

藤田さんは「耕作放棄地の解消は農業委員の務めだ。」と語り、今後別な耕作放棄地を再生し、子供達が土にふれることで、農業に対する理解が深まるのではないかと期待しています。

徳島県農業法人協会が新体制でスタート

徳島県農業法人協会(会員数37法人)は6月9日に徳島市内で総会を開催し、新役員を選出するとともに21年度事業計画等が承認されました。

21年度事業計画の重点事項には、①法人経営の体質強化、②人材の育成・確保、③情報の共有化の3点を挙げています。具体的には公庫資金の活用に向けた研修会や法人経営を将来背負って立つ後継者、社員を対象とした「若手勉強会」の定期的な開催の他に、

本年度から実施するものとして、各会員宅を訪れる流通業者や取引先の担当者が持っている有益な情報及び各会員が行っている新たな取り組み等について、事務局である農業会議を通じて全会員に情報提供を行うもので、その情報に興味を持った会員が集まって連携を深めることにより、法人経営の体質強化を図ることを目指しています。

また、総会当日は各会員から法人協会活動の活性化について活発な意見交換が行われ、各会員がもっと法人協会をアピールすることや主催する研修会等にもっと多くの会員が参加することを申し合わせた。

新役員は次の皆さん。

- ▽会長 山根幸二(有アサヒ)
- ▽副会長 大東正隆(有東雲洋蘭) 同 福井義勝(有福井園芸) 同 延谷磨(有徳島シーディング)
- ▽監事 丁井俊(有ふあむ) 同 新居洋子(有新居バイオ花き研究所) 同 坂部隆久(有坂部農園)
- ▽幹事 島本特次(有島本農園) 同 酒井理(有酒井農園) 同 田村純二(有ミカモフレテック) 同 楠正人(株アグリベスト)

農地パトロール月間がスタート

「食料・農業・農村基本計画」の具現化に向け、農業委員会系統組織では優良農地の確保とその有効利用に向けた遊休農地の発生防止・解消対策、違反転用の発生防止対策の推進を図るため、従来から農地パトロール活動を組織運動として実施してきました。

本年度においても「新・農地と担い手を守り活かす運動」のもと、8月～11月を全国統一の「農地パトロール月間」と設定し、全国のすべての農業委員会で取り組むことが、5月28日に開催された「平成21年度全国農業委員会会長大会」(日比谷公会堂)で決議されました。

農業委員会で農地パトロール活動を実施するにあたっては、昨年度から始まった「耕作放棄地の全体調査」の実施や「農地・非農地の判断基準」、「遊休農地対策の運用に関するガイドライン」等の通知に十分留意しながら、市町村部局と一体となって遊休農地解消対策を進めていかなければなりません。



また、本年6月17日に参院本会議において可決・成立した改正農地法においても、農業委員会の新たな役割として、農地の利用状況調査の実施が義務づけられる(農地法第30条第1項)とともに、遊休農地に対する農業委員会の指導も、全ての遊休農地が対象(農地法第30条第3項)となったことから、農業委員会の法令業務の一環として来年度から実施することになります。



徳島県農業会議等の行事予定

会議等の行事予定		場所	対象者
7月			
21日	徳島県農業会議第346回常任会議員会議	徳島合同庁舎会議棟	常任会議員
27日～28日	有機農産物認証判定委員会	タウンホテル千代	有機JAS検査員、判定員
29日～30日	農業者年金加入推進部長特別研修会	松山市	JA、農委の加入推進部長
30日	安2農産物認証判定会議	県林業センター301号	安2農産物認証判定員
8月			
4日	農地法等改正法説明会	アスティ徳島	市町村、農委、JA等関係者
5日	農業委員会新任職員研修会	ホテル千秋閣	農委新任職員
7日	四国地区農業委員会活動強化対策会議	高知共済会館	四国四県農業会議職員
18日	徳島県農業会議第347回常任会議員会議	徳島合同庁舎会議棟	常任会議員
19日	若年者就職マッチングフェア	ホテルクレメント徳島	新規就農・就業希望者等
20日	耕作放棄地対策研修会	徳島グランヴィリオホテル	市町村、農委、JA等関係者
25日	外国人研修受入適正化支援連絡会議	徳島グランヴィリオホテル	1次・2次受入機関、国機関等
9月			
3日	組織・農政対策事務局長会議	三重県鳥羽市	農業会議事務局長等
7日	農業委員研修会(県央ブロック)	徳島グランヴィリオホテル	県央地区農業委員
8日	農業委員研修会(県南ブロック)	阿南市文化会館	県南地区農業委員
9日	農業委員研修会(県西ブロック)	脇町祥雲閣(調整中)	県西地区農業委員
15日	「農の雇用事業」指導者養成研修会	徳島市	四国地区事業実施経営者
18日	徳島県農業会議第348回常任会議員会議	徳島合同庁舎会議棟	常任会議員
26日	新・農業者フェア'09	池袋サンシャイン	新規就農・就業希望者等

農地法第4条・第5条転用許可の面積

単位:m²

	住宅	植林	倉庫	資材置場	駐車場	農用施設	道路	工場	砂利採取	その他	合計
4月	7,117	4,221	0	3,072	5,289	0	0	0	0	6,046	25,745
5月	6,972	492	740	11,308	5,272	225	560	0	21,307	10,677	57,553
6月	10,561	2,486	128	3,691	3,532	1,218	390	2,347	0	4,650	29,003
合計	24,650	7,199	868	18,071	14,093	1,443	950	2,347	21,307	21,373	112,301

徳島県農業会議常任会議員
会議で処理した農地法第4条・
第5条の転用許可面積は右表
(4月～6月)のとおりとな
りました。

- 第1章 経営管理
- 第2章 農業簿記
- 第3章 経営分析
- 第4章 税務
- 第5章 資金管理
- 第6章 労務管理

目次
規格 A5判 214頁
定価 900円

認定農業者等の経営改善に
向けた取り組みの端緒となる、
①経営管理、②農業簿記、③
経営分析、④税務、⑤資金管
理、⑥労務管理の6分野につ
いて、出来る限り簡潔に要点
をまとめた入門書です。07年
に刊行した同名書第I巻と08
ねんに刊行した第II巻を1冊
にまとめています。

「入門」認定農業者のための
経営改善マニュアル
はじめての経営改善に最適
の入門書!



新刊農業図書紹介

全国農業新聞の
普及拡大を

全国農業新聞は、農業者の公
的利益代表機関である農業委員
会系統組織が発行する週間の農
業専門紙です。農業委員と農業
者、農業者と地域住民・消費者、
農村と都市の絆を強めるための
「かけはし」として、普及・拡
大に努めましょう。

購読料 月額 六百元
発行 毎週金曜
お申込みは農業委員会へ

あ
と
が
き

「かけはし21」第14号について

農地法等改正法が6月17日の参院本会議で可決・成立し、年内に施行されるが、現在、政省令・通知等の詰め
の作業が行われている。許認可業務を行う農業委員会の
役割は質・量とも増大しているが、新しい農地制度が農
村現場で円滑に運用されるためには、より具体的でわかり
やすい判断基準の提示が欠かせない。(T・M)

徳島県農業会議へのお問い合わせ

TEL (088)621-3054 fax (088)655-8364
URL <http://www.tokukaigi.or.jp>
mail home@tokukaigi.or.jp